

第二十一問 答案用紙

第1欄 C点、H点及びI点の座標値

	X座標 (m)	Y座標 (m)
C点	379.06	310.02
H点	380.99	299.87
I点	366.75	297.27

第2欄 地積の更正の登記を申請することの要否及びその理由について

地積の更正の登記を申請することの要否
申請することを要する。
要否の理由
分筆の登記を申請する場合に、分筆前の地積と分筆後の地積の差が、分筆前の地積を基準にして規則 77 条 5 項の規定による地積測量図の誤差の限度を超えているため、分筆の登記の前提として地積の更正の登記を申請することを要するから。

第3欄 登記申請書

登 記 申 請 書

登記の目的

土地地積更正・分筆登記

添付書類

地積測量図 相続証明書 代理権限証書

登録免許税

金 2,000 円

平成 29 年 8 月 18 日 申請 A 地方法務局

申請人

(被相続人 甲野一郎)

相続人 A 市 B 町 100 番地 甲 野 太 郎

A 市 D 町 210 番地 甲 野 次 郎

代理人

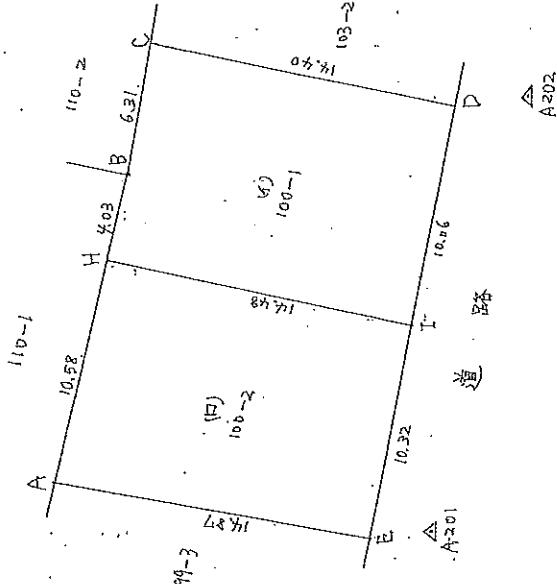
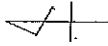
(略)

土地 の 表 示	所在	A 市 B 町 字 C			
	① 地 番	② 地 目	③ 地積 m ²		登記原因及びその日付
	100 番	宅 地	297	52	
	(イ)100 番 1		146	62	③ 錯誤 ① ③100 番 1、100 番 2 に分筆
	(ロ)100 番 2	宅 地	153	22	100 番から分筆

土地家屋調査士 法 務 民 子

地積測量図

地番 100番1, 100番2
土地の所在 A市B町字C



筆界	境界標の種類
A, B, C, D, E	コンクリート杭
H, I	金属標

(単位: m)

作成者

(略)

(平成29年〇月〇日作成)

申請人

(略)

縮尺

1/250